

連合兵庫 自然災害等救援「絆」基金規定

2015年 11月 1日制定

(目的)

第1条 この規定は、自然災害等によって当面の日常生活が困難に陥った被災者に対して迅速な救援を行うため、計画的な積立てによる「自然災害等救援基金」を設置するものである。

(名称)

第2条 この基金の名称は、自然災害等救援基金「絆」とし、略称を「連合兵庫絆基金」とする。

(資金)

第3条 この基金の資金は、構成組織(単組・支部を含む)・地域協議会の組合員からの任意募金の寄付を積み立てることとする。

(認定)

第4条 構成組織(単組・支部を含む)の代表者(三役相当)は、災害の発災直後に、被災組合員がこの基金適用に該当するかどうかを速やかに認定し、連合兵庫に報告・申請するものとする。適用認定の判断基準は、避難生活を余儀なくされるなど、一時的に日常生活に支障をきたすこととなった場合とする。

(申請)

第5条 自然災害等が発災し、救援の該当者が生じた場合は、構成組織(単組・支部を含む)の代表者(三役相当)は連合兵庫へ報告・申請を迅速に行う。
報告については、口頭でも可能とし、申請については、「申請書」(別記1)によるものとする。

(支給)

第6条 該当者が生じた場合、構成組織(単組・支部を含む)の代表者(三役相当)から の申請を受けたのち、連合兵庫として常任三役会議ないしは執行委員会にて決定し次の通り支給する。

1. 対象者は、構成組織(単組・支部を含む)に認定された連合兵庫の組合員とし、支給は個人単位とする。
2. 支給は現金給付とし、支給額についてはその都度確認・決定する。
3. 支給後、当該組合員から「受給証」(別記2)を受取り、連合兵庫に早急に届けるものとなる
なお、大規模災害等により支給対象組合員が多数の場合、連名式の「受給者報告書」(別記3)による報告を認める(自筆署名が必要)。

(会計の区分)

第7条 この規定の収支は、特別会計として処理する。

(会計年度)

第8条 この特別会計の会計年度は規約第50条を準用する。

(会計処理)

第9条 この規定の会計処理は、規約第51条を準用し、財政部門がその任にあたる。

(会計監査及び報告)

第10条 この特別会計の監査および会計報告は、一般会計に準じて行う。

(規定の疑義)

第11条 この規定によることが出来ないとき、または疑義が生じたときは、その都度、執行委員会で決定する。

(改 廃)

第12条 この規定の改廃は、執行委員会の議を経なければならない。

(実 施)

第13条 この規定は、2015年11月1日より実施する。ただし、4条・5条・6条については、2016年11月1日からの適用とする。

以 上